

企業再生・債権管理ニュースレター

2022年3月号

会社に対する求償債権を取得した取締役が債権放棄を行った場合、会社に第二次納税義務が生じないとの判断を示し、原審の判断を覆した高裁の裁判例について

- はじめに
- 本裁判例の紹介
- 本裁判例の検討

森・濱田松本法律事務所
弁護士 稲生 隆浩
TEL. 03 5220 1857
takahiro.inou@mhm-global.com
弁護士 松井 裕介
TEL. 03 6266 8701
yusuke.matsui@mhm-global.com
弁護士 梅村 仁美
TEL. 03 5293 4844
hitomi.umemura@mhm-global.com

はじめに

東京高等裁判所は、令和3年12月9日、経営状況が悪化した株式会社（A社）が、中小企業再生支援協議会の指導・支援のもとで、取引金融機関から金融支援（債権放棄）を受けるにあたり、A社の取締役からも求償債権の放棄を受けた事案において、当該取締役が滞納していた所得税等につき、A社に第二次納税義務はないとの判断（以下「本判決」といいます。）を示し、A社に第二次納税義務があるとの原審の判断（東京地判令2年11月6日（令和元年（行ウ）第239号。納付告知処分取消請求事件。）以下「原判決」といいます。）を覆しました。

企業再生の実務において、金融支援を受ける前提として、取締役が保証債務等を履行したうえで求償債権を放棄することは広く行われており、本判決は、企業再生の実務に即した判断がなされたといえます。本ニュースレターにおいては、本判決の事案をご紹介しますとともに、本判決と原判決で結論を左右したポイントについて検討いたします。

なお、原判決については、[企業再生・債権管理ニュースレター2021年4月号](#)をあわせてご覧ください。

本裁判例の紹介

1. 事案の概要 再掲

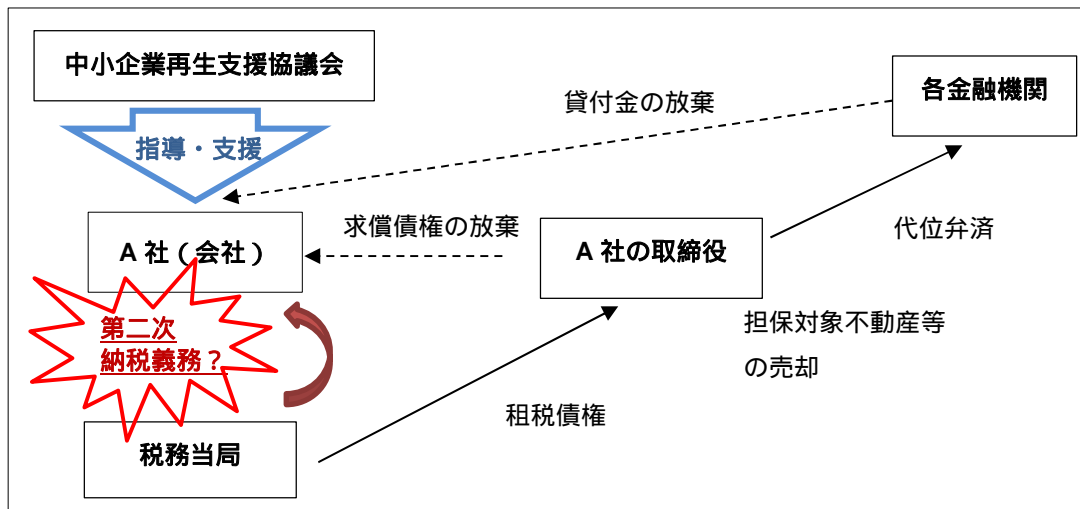
A社は、経営状況が悪化していたことから、支援を相談した中小企業再生支援協議会（以下「協議会」といいます。）の指導により、まずは、A社の取締役2名（A社の連帯保証人）が所有する不動産等の売却代金をもって、当該不動産に担保権を有するA社の取引金融機関に対する借入金等を弁済し、次に、協議会の支援の下で、抜本的

企業再生・債権管理ニュースレター

な再生計画を作成し、A社の取引金融機関より金融支援（債権放棄）を受けるというスキームにより、企業再生を目指すこととしました（後記【図表】参照）。

本判決では、上記取締役2名が上記スキームにおいて不可避免的に取得することとなるA社に対する求償債権（以下「本件各求償債権」といいます。）について、A社が免除を受けたこと（以下「本件各債務免除」といいます。）が、国税徴収法（以下「法」といいます。）39条¹との関係で問題となりました。

【図表】



2. 判断

本判決の主な争点は、本件各求償債権に関する債務免除が法39条の「債務の免除」に当たるか否か、A社に本件各債務免除により受けた利益が現に存するか否かの2点であり、かかる争点に関する原判決及び本判決の判断は、概要、以下のとおりです。結論として、本判決は争点 については原判決を支持したものの、争点 について異なる判断を行いました。

争点	原判決	本判決
	・ 無償譲渡等の処分のうち「債務の免除」とは、相手方が負	・ 原判決の判断を支持。

¹ 「滞納者の国税につき滞納処分を執行してもなおその徴収すべき額に不足すると認められる場合において、その不足すると認められることが、当該国税の法定納期限の一年前の日以後に、滞納者がその財産につき行つた政令で定める無償又は著しく低い額の対価による譲渡(担保の目的とする譲渡を除く。)、債務の免除その他第三者に利益を与える処分に基因すると認められるときは、これらの処分により権利を取得し、又は義務を免かれた者は、これらの処分により受けた利益が現に存する限度(これらの者がその処分の時にその滞納者の親族その他滞納者と特殊な関係のある個人又は同族会社(これに類する法人を含む。))で政令で定めるもの(第五十八条第一項(第三者が占有する動産等の差押手続)及び第四百二十二条第二項第二号(搜索の権限及び方法)において「親族その他の特殊関係者」という。))であるときは、これらの処分により受けた利益の限度)において、その滞納に係る国税の第二次納税義務を負う」

企業再生・債権管理ニュースレター

	<p>担する債務を一方的に無償で消滅させる行為(民法 519条)を含むから、<u>実質的な対価関係がある等の事情がない限り、「異常な利益」を与える行為と評価すべき</u>である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本件各債務免除においては、本件各債務免除が A 社の選択した企業再生の手続にとって事実上必要なものではあっても、<u>実質的な対価関係がある等の事情があると認めることはできない。</u> ・ 本件各債務免除について社会通念上の必要性・合理性は認められるものの、<u>そのことをもって、無償譲渡等の処分の該当性が否定されるべき「必要かつ合理的な理由」があると直ちに解することはできない。</u> 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本件各債務免除及び第二次納税義務に係る納付通知書による告知処分の当時において、<u>A 社が支払能力を欠き、本件各求償債権の全部又は一部が回収不能であったと認められない限り、A 社は、本件各債務免除の対象となった債務額相当の利益を受けたと認められる。</u> ・ A 社が債務超過に陥っていたとしても、そのことから直ちに支払能力を欠き、A 社に対する債権の全部又は一部の回収が不能であったということは 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本件各債務免除の時において、<u>本件各求償債権の全部又は一部の回収が不可能又は著しく困難であると認められるような状況にあったことは明らかであり、A 社は、本件各債務免除の対象となった各求償債権の額面上の金額の利益を受けたとは認められない。</u> ・ 本件各債務免除時の<u>本件各求償債権の価額については、A 社が破産した場合に予想される回収額(清算価値)によって評価することが相当</u>である。本件においては、

企業再生・債権管理ニュースレター

	きない。	本件各求償債権を含む一般債務に対する配当の原資は存在せず、 <u>A 社が破産した場合に予想される本件各求償債権の回収額(清算価値)が0円を超えるとは認められない</u> として、本件各債務免除によりA社の受けた利益は現に存しない。
--	------	--

．本裁判例の検討

1. 利益が現に存するか否かの判断基準

法 39 条は、債務の免除等により受けた利益が現に存する限度において、国税の第二次納税義務を負うと定めており、原判決と本判決では、本件各債務免除により A 社が受けた利益が現に存するか否かの点で判断が分かれ、結論を左右することとなりました。

この点について、利益が現に存するか否かの判断に際しては、本判決及び原判決のいずれも、「債務者が支払能力を欠き、債権の全部又は一部が回収不能である場合には、債務免除により受けた利益の全部又は一部は現に存しない」との基準が設けられています。

A 社は、本件各債務免除の当時において、A 社が大幅な債務超過に陥っており、支払能力を欠き、求償債権の全部又は一部が回収不能であったと主張したうえで、私的整理における一般的な実務において、経営者らの会社に対する求償権は放棄すべきとされており、実際に当該求償権が放棄されなければ、A 社において法的整理に移行することは必至であり、その場合の A 社における清算価値は 0 円と評価されることになるため、債務の免除により受けた利益は現に存しないと主張しました。

原判決では、本件各債務免除の当時における A 社の債務超過といった事情だけではなく、その前後における A 社の流動資産残高や売上高、経常利益、当期純利益を総合的に勘案し、A 社が「支払能力を欠き、本件各求償債権の全部が回収不能であったということとはできない」との判断がなされました。

これに対して、本判決においては、まず、本件各債務免除の時において、A 社は債務超過に陥って、自力による事業継続が困難な状態にあり、金融機関による債権放棄等の支援が不可欠の状態になったため、「本件各求償債権の全部または一部の回収が不可能又は著しく困難である」と認められるような状況にあったことは明らかであると認定され、A 社は本件各債務免除により、本件各求償債権の額面上の金額の利益を受けたとはいえないと判断されました。そのうえで、本件各債務免除時の本件各求償債権の価額については、A 社が破産した場合に予想される回収額（清算価値）によって評価することが相当である旨を示したうえで、A 社が破産した場合の配当原資を検

企業再生・債権管理ニュースレター

討し、上記回収額 0 円を超えるとは認められないと認定しました。

当該考え方は私的整理の実務を背景としているものと推察されます。すなわち、私的整理の実務において、債務者企業が債権放棄等の金融支援の要請を含む再生計画案を金融債権者に提案する場合、経営困難な状況に陥ったことに責任のある経営者による求償権等の放棄等がなされなければ、当該再生計画案につき金融債権者から同意を得ることはできず、再生計画は成立しないと見込まれます。この場合、金融債権者において個別に権利行使がなされることとなり、債務者企業は、早晚支払不能に陥るため、法的整理に移行せざるを得なくなります。本判決の事例において、まさに A 社は金融機関からの債権放棄を含む再生計画の同意を求めており、A 社取締役による本求償債権の免除がなされなければ A 社の再生計画は成立しなかったものと考えられます。

上記のとおり、結論として、本件各債務免除の時点において、本件各求償債務を含む一般債務に対する配当の原資は存在しないため、A 社が破産した場合に予想される本件各求償債権の回収額（清算価値）は 0 円を超えるものとは認められず、A 社に現に存する利益は存しないとの判断がなされました。

2. 本裁判例を踏まえて

協議会が関与する再生支援は、法的倒産手続に至ることなく自主再建を目指す私的整理であり、事業の継続を前提にしているため、A 社が一定程度の運転資金を有しているのは当然のことであり、その点をもって A 社に支払能力があると判断した原判決は私的整理の実務を十分に考慮しきれていないところがありました。

本判決によって、仮に当期純利益等が計上されていたとしても、A 社が破産した場合に予想される本件各求償債権の回収額（清算価値）は 0 円を超えるとは認められないことから、本件各債務免除によって、A 社に現に存する利益は存しないとされた判断は企業再生の実務感覚にも整合するものです。

ただし、企業再生の場面における連帯保証人の求償権の放棄が必ずしも全て適用除外となるわけではなく、あくまで清算価値が 0 円であることが理由となっている点には留意が必要です。すなわち、一定の回収が見込まれる求償権が放棄されている場合には、その回収が見込まれる範囲では第二次納税義務を負う可能性はあります。その点も考慮して、事業再生計画を立案する必要があります。

以上

企業再生・債権管理ニュースレター

セミナー

- セミナー 『第 4812 回金融ファクシミリ新聞社セミナー
「コロナ禍における企業再生の最新実務～私的整理・法的整理を中心、近時の事例を盛り込んだポイント解説～」』
- 開催日時 2022 年 4 月 6 日（水）9:30～11:30
- 講師 石田 渉
- 主催 株式会社 FN コミュニケーションズ

文献情報

- 本 『企業再生の法務[第 3 版]』
出版社 一般社団法人金融財政事情研究会
著者 藤原 総一郎（監修）
井上 愛朗、戸嶋 浩二、山崎 良太、稲生 隆浩（編著）
石川 直樹、石井 裕介、尾本 太郎、小松 岳志、信國 篤慶、
濱 史子、林 浩美、久保田 修平、樋本 義和、末廣 裕亮、
田井中 克之、松井 裕介、李 政潤、浅井 大輔、川端 健太、
田尻 佳菜子、宮田 俊、片桐 大、木山 二郎、石田 渉、
矢部 聖子、寺井 勝哉（共著）
- 本 『事業再生の基礎・法律』
出版社 株式会社 銀行研修社
著者 石田 渉（共著）
- 本 『リーガル・トランスフォーメーション
ビジネス・ルール・チェンジ 2022』
出版社 株式会社日経 BP
著者 棚橋 元、石本 茂彦、高谷 知佐子、飯田 耕一郎、武川 丈士、
山崎 良太、梅津 英明、渡辺 邦広、末廣 裕亮、東 陽介、
石橋 誠之、羽深 宏樹（共著）
- 論文 「一歩進んだ再建局面における M&A
～私的整理・法的整理における M&A のポイント～」
雑誌名 MARR (Mergers & Acquisitions Research Report) No.320
著者 石田 渉
- 論文 「改正産業競争力強化法の概要と実務への影響 - ベンチャー支援、
事業再生円滑化、規制のサンドボックス恒久化を中心に」
雑誌名 ビジネス法務 Vol.21 No.6

企業再生・債権管理ニュースレター

- 著者 増島 雅和、片桐 大、佐野 剛史、日高 稔基、本嶋 孔太郎
(共著)
- 論文 「電力市場の環境と事業再生のポイント」
雑誌名 株式会社 技術情報協会
著者 木山 二郎
- 論文 「Getting the Deal Through - Insolvency Litigation 2021
- Japan Chapter」
雑誌名 Getting the Deal Through - Insolvency Litigation 2021
著者 片桐 大、石田 渉
- 論文 「＜論説＞事業担保・包括担保の効用と限界（上）
- 金融実務を踏まえて -」
雑誌名 一般社団法人金融財政事情研究会
著者 佐藤 正謙

NEWS

- **The 12th Edition of The Best Lawyers in Japan™にて高い評価を得ました**
Best Lawyers® による、The 12th Edition of The Best Lawyers in Japan™ に当事務所の弁護士 120 名が選ばれました。
Insolvency and Reorganization Law 分野では、藤原 総一郎、井上 愛朗、山崎 良太、稲生 隆浩の 4 名が選出されています。
- **Asia Business Law Journal にて当事務所の 13 名の弁護士が Japan's Top 100Lawyers 2021 に選ばれました**
Asia Business Law Journal 誌において同誌の独自調査により、当事務所の 13 名の弁護士が Japan's Top 100 Lawyers 2021 に選ばれました。
- **IFLR1000's 31st edition にて高い評価を得ました**
当事務所と当事務所の弁護士が日本において高い評価を受けており、Restructuring & Insolvency 分野では棚橋 元 弁護士が Highly Regarded に選出されました。さらにタイ (Chandler MHM Limited)、ミャンマー (Myanmar Legal MHM Limited) 及びシンガポールにおいても各オフィスに所属する弁護士が上位グループにランキングされ、高い評価を受けております。
- **Euromoney's Banking, Finance & Transactional Law Expert Guide 2021 において当事務所の弁護士が高い評価を受けました**

企業再生・債権管理ニュースレター

Euromoney が発行する Banking, Finance & Transactional Law Expert Guide 2021 において、当事務所の 12 名の弁護士が各分野における Expert に選ばれました。Restructuring and insolvency 分野では藤原 総一郎 弁護士が選出されています。

➤ **asialaw Awards 2021 にて受賞しました**

asialaw Profiles 主催の asialaw Awards 2021 の授賞式が 2021 年 9 月 30 日にオンラインで行われ、当事務所および当事務所のバンコクオフィス(Chandler MHM Limited)が各カテゴリーにて受賞しました。

➤ **Chambers Asia-Pacific 2022 にて高い評価を得ました**

Chambers Asia-Pacific 2022 で、当事務所は日本における 17 の分野で上位グループにランキングされ、当事務所の弁護士がその分野で高い評価を得ました。Restructuring/Insolvency 分野では、藤原 総一郎 弁護士及び山崎 良太 弁護士が選出されています。

さらにタイ(Chandler MHM Limited)及びミャンマー(Myanmar Legal MHM Limited)においても各分野で上位グループにランキングされ、各オフィスに所属する弁護士がその分野で高い評価を得ております。

➤ **The Legal 500 Asia Pacific 2022 にて高い評価を得ました**

The Legal 500 Asia Pacific 2022 にて当事務所は日本における 16 の分野で上位グループにランキングされ、当事務所の弁護士が各分野にて Hall of Fame、Leading Individuals、Next Generation Partners または Rising Stars の高い評価を得ました。Restructuring and insolvency 分野では、藤原 総一郎 弁護士が Leading Individuals、片桐 大 弁護士が Rising Stars に選出されています。

さらにタイ(Chandler MHM Limited)、ミャンマー(Myanmar Legal MHM Limited)においても各分野で上位グループにランキングされ、各オフィスに所属する弁護士がその分野で高い評価を得ております。

➤ **Chambers Global 2022 にて高い評価を得ました**

Chambers Global 2022 にて当事務所は日本における 8 つの分野で上位グループにランキングされ、当事務所の弁護士がその分野で高い評価を得ました。

さらにタイ(Chandler MHM Limited)、ミャンマー(Myanmar Legal MHM Limited)及び中国においても以下の分野で上位グループにランキングされ、各オフィスに所属する弁護士がその分野で高い評価を得ております。

➤ **一橋パートナーズ法律事務所との包括業務提携のお知らせ**

森・濱田松本法律事務所と一橋パートナーズ法律事務所(代表弁護士 瀬野 克久)は 2021 年 10 月 1 日をもって、船舶金融その他の船舶関連取引(船舶関連事業者

企業再生・債権管理ニュースレター

のM&A、経営破綻、事業承継等を含む)に関し、包括業務提携を開始いたしました。一橋パートナーズ法律事務所は、殊に船舶金融その他の船舶取引の分野において日本有数の実績を誇る法律事務所であり、当事務所におきましては、わが国の基幹産業である船舶取引の分野において従来にも増した高水準のリーガルサービスを提供させていただき所存です。

➤ **当事務所が女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定を取得しました**

この度、当事務所は女性の活躍推進に関する取り組みの実施状況が優良であるとして、「えるぼし」認定の2つ星を取得しました。

「えるぼし認定」は、女性活躍推進法に基づく行動計画の策定・届出を行った事業主のうち、女性の活躍推進に関する取り組みの実施状況が優良である等の一定の要件を満たした場合に厚生労働大臣が認定する制度です。

当事務所では、スタッフ全体に占める女性の割合が約9割に上ります。だからこそ、女性が長く、生き活きと働ける環境であることはとても重要であると考えています。女性の活躍をより推進するため、当事務所は下記の計画に取り組んでいます。

➤ **渥美坂井法律事務所・外国法共同事業から6名の弁護士が入所しました**

この度、前田 博、二本松 裕子、島 美穂子、由良 知也、今井 基貴、奥山 光幸の6名の弁護士が渥美坂井法律事務所・外国法共同事業から入所しました。事務所ウェブサイトでは各弁護士からのご挨拶文を掲載しております。

➤ **パートナーおよびカウンセラー就任のお知らせ**

本年1月1日付にて、下記の11名の弁護士がパートナーに就任いたしました。また、同日付で11名の弁護士および1名の弁理士がカウンセラーに就任いたしました。

【パートナー】

倉持 喜史、石川 大輝、増田 雅史、宮岡 邦生、堀尾 貴将、中野 玲也、朽網 友章、鈴木 信彦、中野 恵太、チョン・チア・チー、デイビット・ベックステッド

【カウンセラー】

野間 裕亘、若林 功晃、上田 雅大、黒田 大介、竹腰 沙織、松村 謙太郎、立石 光宏、チョティウット・スックブラダップ、ブーンスック・ポーンパタナナングーン、タワチャイ・ブーンマヤパン、ラッタイ・カモンワーリン

企業再生・債権管理ニュースレター

【カウンセラー弁理士】

田中 尚文

▶ ベトナム・ハノイオフィス開設及び当事務所ベトナム・プラクティス体制強化のお知らせ

森・濱田松本法律事務所は、ベトナム・ハノイ市に現地オフィスを開設し、2022年1月より業務を開始いたしました。併せて、当事務所ベトナム・プラクティスの更なる体制強化も行っておりますので、ご報告いたします。

当事務所は、2018年8月にホーチミンオフィスを開設して以来、パートナーの江口 拓哉 弁護士と西尾 賢司 弁護士が常駐し、これまでも、数多くのベトナム進出案件（拠点の新規設立、M&A、ジョイント・ベンチャー等）、不動産・インフラ開発案件や現地でのベトナム法務全般（紛争解決・不正調査、事業運営に関する日常法務等）を幅広く手掛けてまいりました。

近時のベトナムの急速な経済発展を受けて、日本を含む諸外国からのベトナムへの投資・進出数は益々増加しており、現地におけるリーガル・サポートの必要性とその種類は更なる広がりを見せています。そこで、当事務所としては、政治の中心地でありベトナム北部の中心都市でもあるハノイにも拠点を設けることで、一層幅広い分野及び地域において、クライアントの皆様により身近なリーガル・サービスを提供できる体制を整えることが急務と判断致しました。

ハノイオフィスには、パートナーの武川 丈士 弁護士と岸 寛樹 弁護士が駐在し、ベトナム人パートナーのハ・ティ・ヅウン弁護士とともに執務します。武川弁護士は、2012年にシンガポールオフィスを、2014年にヤンゴンオフィスを開設し、当事務所のASEAN諸国におけるリーガルプラクティスを切り拓いてきたパイオニアです。両オフィスでの役割に加え、今後はハノイオフィスを拠点にベトナム・プラクティスの更なる発展に尽力する予定です。岸弁護士は2017年からバンコクオフィスにて執務し、ASEAN諸国における幅広い知見と経験を有する弁護士です。さらに、ハ・ティ・ヅウン弁護士は、ベトナムにおける外資企業の支援に豊富な経験を有するベトナム人弁護士であり、2021年11月にベトナム人パートナーとして当事務所に加入しました。今後は、上記3名を中心に更にハノイオフィスの体制を拡充し、ホーチミンオフィスとも連携しつつ、現地法のサポートに幅広く対応できる体制を整備します。

また、ホーチミンオフィスにおいても、パートナーの眞鍋 佳奈 弁護士及びオーストラリア人アソシエイトのニルマラン・アミルタネサン弁護士が新たに駐在することを予定しているほか、さらに、2022年2月より、新たなベトナム人パート

企業再生・債権管理ニュースレター

ナーとしてフック・グエン弁護士が加入しました。眞鍋弁護士は、2014年からシンガポール・ヤンゴンの両オフィスにて活躍してきた国際紛争・コンプライアンスを専門とし、ASEAN 諸国における事業支援にも豊富な実績を有する弁護士です。両オフィスでの役割に加え、今後はホーチミンオフィスを拠点に紛争・コンプライアンスといった分野を含むベトナム・プラクティスの強化に取り組む予定です。ニルマラン・アミルタネサン弁護士は、ヤンゴンオフィスにおいて東南アジア・南アジア案件を幅広く取り扱ってきた豊富な実績を有するオーストラリア人弁護士です。そして、フック・グエン弁護士は、ベトナムの大手法律事務所においてパートナーを務め、とりわけベトナムの不動産開発事業においてベトナム国内有数の実績と経験を有するベトナム人弁護士です。このように、ハノイオフィス開設と併せ、当事務所ベトナム・プラクティスのより一層の体制の拡大強化を行ってまいります。

当事務所は、時代の変化や多様化するリーガルニーズに応えつつ最良のクライアント・サービスを提供することを使命と自覚しており、以上の体制強化が当該使命を果たすことにも資するものと考えております。今後とも、上記弁護士らを中心に、クライアントの皆様の信頼と期待に応え、依頼者の Firm of Choice であり続けられるよう、森・濱田松本法律事務所ベトナムオフィス一丸となって取り組んでまいります。

▶ 新型コロナウイルス感染症関連情報（随時更新）

全世界的に新型コロナウイルスの感染拡大が続いている中、当事務所では、新型コロナウイルス対応のご支援となるべくセミナー、ニュースレターや論文等の最新情報及び関連する法律問題をまとめた「新型コロナウイルス感染症関連情報」を開設し、新型コロナウイルス対応関連の政府機関の動向、各国における様々な問題について等、多岐にわたる法的問題を当事務所の弁護士等がいち早く情報収集し解説しております。

- ・新型コロナウイルス感染症関連情報は[こちら](#)
- ・新型コロナウイルス対応 参考リンク集は[こちら](#)（英語版は[こちら](#)）

（当事務所に関するお問い合わせ）
森・濱田松本法律事務所 広報担当
mhm_info@mhm-global.com
03-6212-8330
www.mhmjapan.com/